

リカレント教育に関連した現状の制度

■ 入学前の修得単位の認定

- ・入学前に他大学において修得した単位等を、当該大学の卒業・修了要件単位として認定可能
- ・認定可能な単位数の上限は、
学部：60単位（卒業要件は124単位以上）
大学院（修士・博士）：10単位（修了要件は30単位以上）
専門職大学院（法科大学院以外）：修了要件の1/2（教職大学院の修了要件は45単位以上、その他の分野は30単位以上）
専門職大学院（法科大学院）：30単位（修了要件は93単位以上）

■ 履修証明制度への単位授与 ※学部のみ

- ・履修証明制度に係る学修のうち、大学等が認めたものについて単位授与が可能

■ 早期卒業・修了 ※専門職大学院において同種の規定はない

- ・学部：大学に3年以上在学し、卒業要件を優秀な成績で修得した学生は、早期卒業が可能
- ・修士：大学院に1年以上在学し、優れた業績を上げた学生は、早期修了が可能
- ・博士：大学院に3年以上（修士課程含む）在学し、優れた研究業績を上げた学生は、早期修了が可能

■ 修業年限の短縮 ※大学院（修士・博士）において同種の規定はない

- ・学部、専門職大学院においては、当該大学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、入学前に修得した単位（入学資格を有した後修得したものに限り）等を勘案して、修業年限に通算する（在学したとみなす）ことが可能
- ・通算可能な期間は、
学部：修業年限の1/2を超えない範囲
専門職大学院（法科大学院以外）：標準修業年限の1/2を超えない範囲（ただし、一年以上の在学が必要）
専門職大学院（法科大学院）：1年を超えない範囲（当該大学院で必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者も認められる）

■ 標準修業年限の特例

- ・大学院（修士）、専門職大学院（法科大学院を除く）においては、主に実務経験を有する学生を対象に、教育研究上の必要があり、かつ、適切な方法により教育上支障を生じないときは、標準修業年限を1年以上2年未満に設定可能

（参考）その他のこれまでの制度改正等

【長期履修制度】（学部・修士・博士：H14年、専門職：H15年）

- ・学生の事情により、標準修業年限（学士課程は4年等）を超えた長期の課程の履修が可能に。

【履修証明制度】（学部・修士・博士・専門職：H19年）

- ・在学生以外の者が大学において一定の学修を行った場合に、学校教育法に基づく履修証明書が交付可能に。

【履修証明制度の総時間数柔軟化】（学部・修士・博士・専門職：H31年）

- ・総時間数が60時間以上120時間未満の履修証明プログラムを開設可能に。

【学修証明書の交付】（学部・修士・博士・専門職：R1年）

- ・大学の正規の学位課程において、体系的に開設された授業科目の単位を修得した学生又は科目等履修生に対し、学修証明書を交付可能に。